

令和6年第7回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和6年7月16日(火) 午後2時30分～午後4時32分 市役所北館1階 101・102会議室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 24名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、谷野哲生④、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦、足立侑律⑧、袴田博子⑨、島英雄⑩、内山進吾⑪、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭、後藤剛⑮、平野和重⑯、森島倫生⑰、鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、森下孝雄⑳、鈴木緑㉑、伊藤安子㉒、鈴木要㉓、高林美智代㉔

欠席委員 0名

なし

事務局職員 12名

鈴木智久、齋藤和也、石川宗明、奥山英洋、河村幸一郎、縣弘之、吉山和志、渡邊光二、青木善敬、加藤裕、佐々木朝飛、村松ほの花

3 傍聴者 0人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第44号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第45号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第46号議案 事業計画変更承認申請について
- 第47号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第48号議案 買受適格証明願について（5条許可競売）
- 第49号議案 非農地証明について
- 第50号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第51号議案 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について

(2) 報告事項

- 報第43号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第44号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第45号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報第46号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第47号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について
- 報第48号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第49号 農業用施設証明について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局 長 皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、只今から令和6年第7回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ24名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。

また、会議中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、後藤会長、ごあいさつをお願いいたします。

会 長 皆様、改めましてこんにちは。本日はお忙しい中、第7回農業委員会総会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。また、新しい農業委員さんにとっては、今回が第1回、初めての総会となりますので、今日はよろしくお祈いします。

まず、全地区で調査会をやっているわけですが、今回から農業委員さんをやられる方が多いということで、今一度同じやり方で調査会を進めていこうということで、マニュアル作りをして、次の調査会に間に合うように皆さんにお配りをして、それに沿って調査会を進めていただきたいと思います。

また、調査員の方が現場へ行って調査をした結果、ここはちょっと土砂が流れて下の住民に問題があるのかな、というような時は、ここさえクリアできれば問題ないのかな、ここがちょっとひっかかる、と調査員が言った場合は、事務局と相談しながら確認してもらって、ここが解決したならOKにしよう、条件付きではないですが、そこで採決して、問題ないだろうということで承認してもらい、事務局が相手方と調整して、ちゃんとやります、ということで、問題なし、ということで調査員と連絡を取って、業者から対応してもらえという確認をしたので承認することとします、ということ言ってもらい流れで行きたいと思います。しかし、農地パトロール等で、その業者がやっていない、U字溝を入れて山の方へ水を落とすということができていない、土側溝で簡単にやってよし、となっていて、雨が降った時にあふれて、家に迷惑をかけている、というようなことがあって、またその業者から新しい申請があった時は、申し訳ないがそれは認めない、ではなくて、調査員の方が農地パトロールで見に行き、ここをやると言ったのにいつまで経ってもやっていない、前の案件をちゃんと守ってから次に移ってくださいよ、ということで、一時止める、差し戻しというやり方もあるのかなと思っています。そのくらい調査員の権限を尊重していきたいのと、その人が住民のことを考えて動いてくれている、やっぱり農業委員、最適化推進委員、調査員というのは、信頼されている、頼りになる人がなっているということを踏まえて、その人がしっかり調査報告をしてもらうということに意義があると思いますので、これからはそういう感じで同じ方向を向いて、調査会を進めていきたいと思っています。

またですね、全国農業新聞を皆さん取っていると思いますが、今月5日に事務局長と静岡へ行ってまいりました。その時に、購読の状況として紙を渡されまして、26の達成

市町がありました。残念ながら、浜松市は達成していませんでした。本当に下から数えて3番目ぐらいです。残り農業委員5名、最適化推進委員10名が購読していただけると、それがクリアできるということでもありますので、農業新聞は全国農業ネットワークが発行する農業専門誌であります。これを読むことで農政の動きだとか、経済、経営、地域の社会問題等々、勉強することができますので、ぜひ購読していただいて達成できるようよろしくお願いします。また、最適化推進委員にも伝えていただき、ぜひ達成できるようよろしくお願いします。

またですね、浜松市は総農家数1万42戸ということで、全国1位であります。また、作付品目は170品目、何でも揃う170品目、日本に誇れる農業地帯であります。全国6位の農業産出額をあげています。これを後退させることなく、さらに前進させるためにできることを全力で頑張る、これは農業委員の使命ではないでしょうか。地域計画も計画だけで終わることなく実践していきましょう。そして、農業振興をしていこうじゃないですか。そのためにはまず、中野市長、また浜松市議との話の場というのを計画しています。やはり市単独事業を通していくためには、市長とか市議会を通さなければ、その予算はつきません。市議と懇親を深めながら、情報交換しながら農業に力を入れてもらいたい、農業振興にご助力いただきたいと思いますので、そちらのつながりを頑張っていきたいと思います。また、農業委員と事務局というのも信頼関係を築くために、10回会議をやっても話す機会もないし、友達にならないので、早急に懇親会をやりたい。皆様のお手元にお配りしていると思いますが、9月に浜名区役所において終了後、懇親会を予定しております。なかなかそういう機会もございませんので、お忙しいところ難しいとは思いますが、みんなで同じ方向を向いて進むように出席の方よろしくお願いします。

また、連絡事項になるわけですが、前回7月1日の総会の時に、私と水崎さん、正副会長ということで、選出をしていただきました。また、幹事の推薦を二人に一任することでありましたので、地域のバランスを考慮しつつ、中央区から3人、浜名区から3人、天竜区から1人、利害関係を有しない委員から1人を選出いたしました。また、役員は人数から除くことにしています。今まで幹事4人でしたが、今回は幹事6人と増員しました。なぜかと言いますと、皆さんの意見を聞く耳を持つ、皆さんの声をたくさん聞きたい、ということで幹事の数を増やしました。幹事の中から幹事長を1人選びました。

まず中央区から、江間委員、足立委員、袴田委員。浜名区から、山中委員、私と森島委員。そして天竜区から、水崎委員。また、利害関係のない委員から、鈴木要委員にお願いをして付託をしております。

またですね、森島委員には、幹事の中のリーダー、幹事長をお願いしました。幹事長の役割といたしましては、幹事のリーダーとして幹事全体の方向性を示し幹事をまとめる、また幹事と役員の調整役として機能するということで、活躍していただきたいと思っています。

また、西部農業委員協議会の代議員につきましては、地域のバランスを考慮して、中央区から1人、浜名区から1人、天竜区から1人を私から指名し、承諾していただきま

した。発表させていただきます。中央区から河輪・五島・白脇地区の藤田推進委員、浜名区から引佐地区の中田推進委員、天竜区から佐久間水窪地区の袴田推進委員をお願いをいたしました。

また、農業者年金加入推進部長についてであります。農業者への農業者年金の加入を進めるため、研修等にご参加いただく加入推進部長として、私から鈴木緑委員を指名いたしました。そして、承諾していただいたことをご報告させていただきます。

また、先ほど言いましたように、農業委員懇親会ですが、別紙のとおり開催します。8月の調査会で出欠席の提出をよろしくお願いいたします。

色々長くなりましたが、これからどうぞ一つとなって前に進んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

なお、本日は清水農林水産担当部長にお越しいただいておりますので、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

清水部長、よろしくお願いいたします。

清水部長 (あいさつ)

局長 なお、清水部長は、この後他の公務がありますので、ここで退席させていただきます。(清水部長、退席)

局長 それでは後藤会長、開会宣告をお願いします。

会長 それでは、只今から、令和6年第7回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として後藤会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。(異議なし)

議長 それでは、議席番号3番青木俊博委員、議席番号4番谷野哲生委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第44号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第44号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青木 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号240番外26件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が16件、贈与に係る案件が2件、使用貸借に係る案件が5件、区分地上権の設定に係る案件が4件でございます。また、新規の方は10件です。

それでは整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案2ページ、地区「庄内」、整理番号244番、247番、議案5ページ、地区「北浜」整理番号262番、同ページ、地区「赤佐」整理番号264番は同一申請者による申請のため併せて説明いたします。使用借人は、[]に本社を置き、[]の[]でございます。現在、市内で9.3ha、全国で74.6haほど耕作しておりますが、この度、規模拡大を図るため、申請に至ったものでございます。申請地は、[]の畑2筆、[]の田1筆、[]の畑3

筆で、許可後は、営農型太陽光発電の下で榊を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「都田」、整理番号 252 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、[] さん、48 歳でございます。[] さんは、[] [] を中心にみかんを耕作しております。この度、経営規模拡大のため申請地を売買により取得したく、申請に至ったものでございます。申請地は、[] の畑 10 筆で、許可後は、みかんを作付けしていく計画でございます。

吉 山 農地調整グループの吉山です。

今月の [] の案件につきまして、補足説明をさせていただきます。

[] は [] に本社を置く [] で、北は福島県から西は山口県まで全国 31 市町村、面積にして 74.6ha において、営農型太陽光発電の下で榊の栽培を行っている認定農業者になります。従業員は 26 名の職員と 20 名の臨時職員、そのほかには農福連携を掲げており、福祉事業者の協力を得ていると聞いております。

浜松市では令和 3 年 10 月から営農を開始しており、現在 67 圃場 9.3ha ほど耕作しておりますが、出荷に至っている圃場はありません。

当初から庄内地区や浜北の調査会において「田んぼで榊は育たないのでは？」という意見がありましたが、社長から「関東地方では田んぼでも順調に育っている。」という説明があり、それであれば頑張ってくださいと認めてきた経緯がございます。

ですが、やはり田んぼでの生育状況が良くないため、調査会の皆様から再三ご指摘をいただいております、事務局としても昨年の夏ごろから厳しく指導をしております。

[] においても、生育の悪い圃場については、土を入れたり、明渠を掘ったり、排水ポンプを設置したり、畝を作るなど現状打破のための工夫はしており、以前と比べると多少ではありますが改善されつつあります。既存の生育の悪い田んぼについては、早急に良質な土への入れ替えを行う、排水を確保するなどの対策を講じると聞いております。

以前は草刈り等の保全管理もままならない状況でしたが、現在は常駐職員 1 名臨時職員 2 名が市内の圃場を管理しており、草刈りなどは月 2～3 回社会福祉法人等と協力して行っております。

事務局としては、定植していない、管理していない、別の用途で使っている等の状況ではないため、3 条の不許可要件には当たらないと判断いたします。

なお、10 年後の更新の際には、今のままですと地域の単収の 8 割を満たさない可能性が高く、更新は厳しいと伝えてあります。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果につきまして、ご報告をお願いします。

始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡 野 ヒアリングの物件で、調査会で審議しましたが、大きな問題はありませんでした。ただ、噴霧器にて除草剤をまくということで、風向きなども考え、周辺住民とトラブルにならないように注意するよう指導しました。

議 長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中 嶋 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴木満彦 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 調査会で審議しましたが、1 点、255 番の新規となっていますけども、譲受人の方は大変農業がやりたくて、10 年前から仮登記状態となっており、今回新規ということになっていますが、実際はその時からずっとやっているが、ご高齢で万が一の時には、95 いっちゃってるものですから、息子さんが継続する、ということで了解をいただいて、農業が好きだということでやっているものですから、よろしいかと思います。残り 2 件も新規ですが問題なしということです。

議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 議案 262 番の■■■■の営農型太陽光の案件について、ご意見がありまして、近隣住民への影響はないかというご質問がありまして、業者に来ていただきまして、聞いたところ、周辺住民の 1 軒 1 軒にご説明、ご理解をいただいていると報告をいただきましたので許可いたしました。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議いたしました。264 番の■■■■の関係ですが、今回の案件については、良好な生育が期待される良い場所であります。ただ、問題なのは、事務局からご報告がありましたが、浜北の田んぼでの営農型の事業ですが、困難を極めているというところでは、先ほど事務局の吉山さんをご報告された内容とまったく同じご意見、指摘がございました。厳しくご指導させていただくことになりました。本人たちもそこは理解しているようで、もう田んぼはこりごりだという風に言っていましたので、今後はこういうことにはなっていないと思いますが、我々がすでに許可をしてしまったような土地は、我々も対応を本気になって取り組んでいかないと、10 年後の再認定は極めて難しいものになると心配しています。そこは浜北の調査会のメンバーは、柿についての意味専門家ですから、十分な指導が可能であると、そこは頑張っていきます。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英雄 調査会で審議しましたが、新規でありましたので、聞き取り案件ということで、自家消費ということでしたので問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

議 長 それでは採決いたします。

第 44 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 45 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 7 ページをご覧ください。第 45 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青 木 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 34 番外 4 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用駐車場が 1 件、事業用の駐車場関連が 4 件でございます。

また、農地区分別の内訳は、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 4 件でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡 野 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 最後に、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 45 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 46 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 9 ページをご覧ください。第 46 号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当から説明いたします。

青 木 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、一時転用の期間を延長する「目的変更」が 2 件でございます。

議案 9 ページ、地区「庄内」、整理番号 5 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [] でございます。申請に至った経緯でございますが、令和 6 年 3 月 15 日に農地法第 5 条許可を受け、太陽光発電設備の設置のための資材置場として事業を実施してまいりましたが、雨天が続き、設置作業に遅れが生じたため、当初の一時転用の期間である 4 か月間で終了することが困難となったため、申請期間を 3 ヶ月間延長するものです。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

議案 10 ページ、地区「北浜」、整理番号 6 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [] です。申請に至った経緯でございますが、当初の事業計画では、浜松市下水道工事のための仮設事務所、資材置場等の敷地として、令和 5 年 12 月から 8 か月間、3 筆を一時転用する計画でしたが、その後、浜松市との間で工期の変更契約をしたため、令和 6 年 12 月まで 2 筆について申請期間を 4 ヶ月間延長するものです。また第一工区は完了しているため、申請地の 1 筆は使用しないこととなり、令和 6 年 6 月に農地に復元しております。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 46 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 47 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 11 ページをご覧ください。第 47 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

加 藤 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 433 番外 53 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 2 件、自己用・共同住宅関連が 31

件、事業用の建物関連が 4 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 6 件、太陽光発電が 4 件、営農型太陽光発電が 4 件、一時転用が 3 件でございます。

農地区分別の内訳につきましては、農用地域内農地が 8 件、第 1 種農地が 1 件、第 2 種農地が 9 件、第 3 種農地が 36 件でございます。

なお、是正案件は 436 番、444 番、452 番です。

また、駐車場・資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 11 ページ、地区「長上」、整理番号 433 番をお願いします。■■■■の田畑 4 筆 3,743 m²について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■■に本社を置き、■■■■を営む法人です。現在、国内外問わずグローバル展開をしておりますが、近年の好業績に伴い従業員を増員しており、本社工場の駐車場が不足していることから、工場から近い本申請地に新たに従業員用駐車場を設けたく申請に至ったものでございます。申請地は、■■■■に位置する農地で、現在畑は保全管理、田は水稻が作付けされております。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、130 台分の従業員用駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、フェンス及び見切り工を設置する計画であること、排水計画は、周囲に緑地帯を設け、敷地内側溝から水路へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。盛土条例につきましては、申請地をアスファルト舗装する計画であり、舗装部分は構造物扱いとなるため、対象外であることを確認しております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、同ページ、地区「中ノ町」、整理番号 435 番をお願いします。■■■■の畑 4 筆 3,001 m²について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■■に本社を置き、■■■■を営む法人です。現在、浜松市を拠点に関東、中京圏に営業所を構え車両の運送をしておりますが、事業の拡大に伴い、駐車場が不足していることから、本社に近い本申請地に、新たに事業用駐車場を設けたく申請に至ったものでございます。申請地は、■■■■に位置する農地で、現在は耕作放棄地となっております。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、大型トラックの駐車場、通路を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はコンクリート舗装し、周囲は L 型擁壁を設置する計画であること、排水計画は、敷地内に勾配を付け、新設側溝から集水桝を経て水路へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 16 ページ、地区「三方原」、整理番号 465 番をお願いします。■■■■

の畑 6 筆 7,860 m²について、工場を増築したいという申請でございます。申請者は、に本社を置き、を営む法人です。現在、県内西部地域 6 か所の工場において、自動車、楽器、電気製品の部品製造をしておりますが、浜松工場及び磐田工場の老朽化による閉鎖に伴い、工場の集約を図り、本社機能に移転するため、令和 5 年に完成したに隣接する本申請地に、工場を増築したく申請に至ったものでございます。申請地は、に位置する農地で、現在はじゃがいもや果樹等が栽培されております。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、駐車場、緑地等を設ける計画であり、配置計画から見て、転用面積は適当と思われます。申請地は、周囲に緑地帯を設け、見切り工を設置する計画であること、排水計画は敷地内に設ける調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

- | | |
|-----|---|
| 議 長 | それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。 |
| 岡 野 | ヒアリングの物件で、調査会で審議しましたが大きな問題はございませんでした。申請地の西側が水稻栽培地になっているので、街灯による生育障害が出ないように配慮してもらいようをお願いをしました。130 台収容の駐車場で、通勤時の混雑に注意するようお願いしました。 |
| 議 長 | 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。 |
| 松 島 | 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。 |
| 青 木 | 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。 |
| 谷 野 | 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。 |
| 江 間 | 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。 |
| 中 嶋 | 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。 |
| 足 立 | 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。 |
| 袴 田 | 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。 |
| 島 | 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。 |

内 山 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

森 島 会長。
議 長 はい。森島委員。
森 島 事務局の皆さん方と1点認識を共有したいという意味から、発言をさせていただきますが、例えばですが14ページ飯田地区の是正という取り扱いという風に伺ったのですが間違いはないですか。是正案件の取り扱いであるという認識で間違いはないですか。

吉 山 XXXXXXXXXX、すでにこちらの土地の一部が使われていまして、是正の案件で間違い
ないです。

森 島 1,000㎡に及ばんとするような面積の是正が、こういう形で行われていく一方で、私の経験なんですけれども、農家住宅の軒の一部が農地にかかっているということで、是正案件にならなかった。軒を切れという指導を受けて、最終的に軒を切ったということになったケースがありました。単純に面積だけの議論にならないということは、承知をしておりますが、その是正案件になるかならないかの要点のところ、私なりにのみ込めてないところがありまして、面積の点から考えるとある意味理不尽なことになっていないかと、私なりに納得できないところがあります。是正の取り扱いの全体像について、我々に分かるような資料はありますでしょうか。

吉 山 是正に関してお渡しできる資料はございません。
森 島 会長。
森 島 森島委員。

森 島 今私が申しあげたことで言うと、農業委員会の取り扱いの中には是正という取り扱いがあって、その取り扱いの基準と言いますか、これは是正でいけるところ、これは是正でいけないところの住み分けが、どういう形で我々の知るところになるのか、あるいはそうなり得るのかを知れるのか、事務局の知恵をお借りしたいと思います。

吉 山 まず是正が認められるか認められないかの取り扱いについては、農地法、例えば都市計画法、そちらに準じていて、すべての要件、すべての法律で追って認められるものであれば、事務局の方を通して皆さんにご審議していただいている訳でございます。ですので、先ほどの農家住宅で軒が出ていたという話になますが、そちらが農地法で基本的に農家住宅は1,000㎡以内という形で決められておりますので、そちらから軒が出ていてというか、ただ、事務局から切ってください、というのはなかなか言わないものです

から、都市計画法の方で基準に合っていなかったのではないかと思います。そういった物件については、そもそも申請を受けられないものですから、調査会にはあがらないということになります。

森 島 よく分かりました。それで希望ですが、都市計画法あるいは農地法でひっきりやすところですね、さっき言った農家住宅で1,000㎡超えているとか、そういう是正から外れている、是正が認められないといった、認められないところはいくつかこの辺にありますよ、といったことは整理できますか。

吉 山 なかなか難しいかと思います。是正については、いくつかいろいろなパターンがありまして、これとこれですよ、というものではないものですから、基本的にもう違反で何か事業を行っている方については、後追いで是正ができないものですから、農地復元の指導をしていくしかないということになりますので、そういったことでこれやこれ、といったことはお示しできないのかなと思います。

森 島 会長。

会 長 森島委員。

森 島 難しいものだという我々の認識の中で、共有できればいいわけで、私が申しあげたいのは、是正というのはなかなか難しいものだ、というところを皆さんと一緒に勉強できればなと思います。もう少し私もこの是正について勉強したいと思います。以上です。

鈴木要 会長良いですか。

会 長 はい。

鈴木要 単純に森島委員に質問ですけど、その軒先を切れば良いと言ったのは、どこが是正の指導したんですか。

森 島 農家から私のところに話があったわけですね。農業委員会から指導されたとか、どこから指導されたかとかは、話としては出ないですよ。農家の間でそういった話はしないです。ただ、そういった話があったから結論として切った、農業委員会としてどう思うだ、ということです。

鈴木要 農業委員会としてどう思うだ、というところが現時点での森島委員のお気持ちということですか。

森 島 そうです。

鈴木要 分かりました。それを踏まえて、会長、一般論として、私なりに申し上げますと、農家住宅が1,000㎡、原則として1,000㎡までは許可できますっていうそういうもの、言葉が適切じゃないかもしれませんが、それ以上があるかどうか、認められないかというところなんです。ここにいる皆さん優良農家の方々ですから、1,000㎡以上ってざらにあると思うんですよ。それは何かっていうと、まずは500㎡っていう基準があって、今どうなっているか分かりませんよ、500㎡までは当時、都市計画法で分家の面積は299㎡まで、一般的に300㎡までしか認めなかった、プラス200㎡の農業用施設をプラスすると、農家住宅っていうのは500ですよ、ただそれよりも農業施設が多い場合は、1,000まで認めますよ、でも、それ以上に農業用施設が欲しい場合は、1,200でも2,000だろうがあるんですよ。許可が出る、許可を出した事実もあります。そういうことを踏まえると、どうしても軒先を切れっていうのを、どうしても農業委員会や都市計画法サイドの、

例えば当時の土地対策課、都市政策課、もっと前にいくと建築指導課があったんですけど、そこが出しているとは到底思えない。ただ、そういう指導を、切れば良いねと言った、そういう過去の事例はあります。ただ、そういう時に役所がやっぱり、そこまでは言えないよ、ということもありましたが、実際森島委員が言ったように、言われた、が一んとすぐにやらなきゃ認められないと、切っちゃった事実もあります。ですから、今森島委員がおっしゃった、その是正の目安だとか、是正のボーダーライン、どういう指導をしていくんぬんかんぬんっていうのは、疑問に感じるっていうのは、示せとかは、私は事務局にそういうことは、全く言っていません。森島委員のその今の質問っていうのは、理にかなっているっていうか、不思議に感じるのはよく分かります。ただ、農家住宅っていうのは、そういうものであって、極端なこと言うと、2,000 m²だとか何千m²だとかって、浜松にはそんなにないと思いますが、でも、それって許可できるようになっているんですよ。農地法は全国統一の法律ですから、新潟とか他所の東北とか行くと、本当に5,000 m²とかなんとかっていう農家住宅も存在している訳なんです。じゃあ日本のこの地域では、法律が違うのか、取り扱いが違うのか、そんなことはあり得ませんから、そういう事実もある、これだけは言うておく、今の事務局の方が今の法律を熟知している、やっていますから。私が言っているのは少なくとも、私が知っている時の現実ですけども、そういうものだもんですから、戻りますけれど、森島委員の質問は良く分かる。そこだけです。

議長 鈴木要委員、ありがとうございました。是正の案件というのは、なかなか自分の調査会でも出てくるわけではありますが、合併前に昔から建っていたところは、是正である程度直していくというところはあるかと思いますが、その点以外にも問題があった場合には、勉強不足ということもありますし、また新しく農業委員になられた皆さんも多いということもありますので、そういうことも踏まえた勉強会等を調査会の中でやっていきたい、やっていこうと思いますのでどうぞよろしくお願いします。森島委員、よろしいでしょうか。

森島 はい、ありがとうございます。

議長 他によろしいでしょうか。質問もないようですので、それでは採決いたします。

第47号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第48号議案「買受適格証明願について（5条許可競売）」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案21ページをご覧ください。第48号議案「買受適格証明願について（5条許可競売）」でございます。担当から説明いたします。

加藤 今回の買受適格証明願は競売にかかる案件が2件でございます。

農地の競売に参加する場合、事前に農業委員会から買受適格証明書を取得し、これを添付して参加することが民事執行規則第33条により定められています。これは、農地を取得できない者が最高価買受人になることを防ぐためのものであり、農地法の許可見込

みのある場合に買受適格証明書が交付されます。

整理番号1番と2番はともに、静岡地方裁判所により競売にかけられている同一の案件です。入札期間は令和6年7月24日から同月31日まで、売却決定は8月28日となっております。

それでは、地区「花川」、整理番号1番について説明いたします。■■■■■の畑111㎡について、駐車場を設けたいという願い出でございます。願出人は、■■■■■にて■■■■■を営む法人です。現在、代表取締役の住居を事務所兼用で使用していますが、賃貸物件のため十分な駐車場が確保できていないことから、事務所に近い本願出地に駐車場を設けたく、願い出たものでございます。願出地は、■■■■■に位置する農地で、農地区分につきましては、第3種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、3台分の事業用駐車場を新設する計画であり、配置計画から見て、転用面積は適当と思われます。願出地はすでにコンクリート舗装されており、雨水は道路側溝へ放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えられるため、買受適格証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

続きまして、同ページ、地区「花川」、整理番号2番をお願いします。■■■■■の畑111㎡について、隣接地の雑種地594㎡を併用し、駐車場、資材置場を設けたいという願い出でございます。願出人は、■■■■■にて■■■■■を営む個人事業主です。現在、親族が経営する会社の敷地を資材置場として間借りしているため、事務所に近い本願出地へ移転したく、願い出たものでございます。事業計画は5台分の事業用駐車場と資材置場を新設する計画であり、配置計画から見て、転用面積は適当と思われます。願出地はすでにコンクリート舗装されており、雨水は、道路側溝へ放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えられるため、買受適格証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
森 島 会長。

議 長 はい、森島委員。

森 島 これも悩ましい案件だと思うんです。去年の4月に法改正があって、農地取得の資格が撤廃されましたので、いずれこういうことになってくるのではないかと推測していたとか、恐れていたということかと思いますが、明らかに従来であれば農地取得できなかった人が、ここで農地取得資格を取り、直後に転用していくという案件ですので、例えばこういうものは、競売に関してに限っておくとか、今までの私たちのものの言い方と違って、変わらざる案件ではないかと思っています。そのあたりについて、事務局の皆さん方の協議と言いますか議論、伺っておきたいと思っています。

議 長 事務局。
吉 山 調整グループの吉山です。こちらの買受適格証明願について少し説明させていただきます。まず、土地の所有者さんが、お金を返せなくなって、差し押さえを受けて、裁判所の方で競売にかけられる物件です。こちらの土地については、既にコンクリート舗装されていたということで、地主さんが違反で使っていた土地になります。登記地目は畑ということになりますので、入札にはこちらの買受適格証明書というのが必要となります。今回は昨年の法改正に伴う下限面積の撤廃によるものではなく、5条の競売になりますので、こちらの農地を転用して使うということになりますので、どなたでも手をあげられるものになります。先ほど言ったように、一般基準ですね、こちらの土地の必要性がありますので、今回の整理番号の1番と2番の方は、事業用の駐車場であったり資材置場であったりで使いたいという申請がありました。ただ、競売にかけられていますので、とりあえず押さえておきたい、という申請は受け付けることができませんが、今回はお二方とも事業用ということで、手をあげられています。こちらが例えば3条競売ということであれば、農地として取得することになりますので、先ほど森島委員がおっしゃった下限面積の撤廃で手をあげる人もいるかと思いますが、今回は転用を目的とした競売となります。

森 島 分かりました。ありがとうございます。

議 長 他はよろしいですか。質問もないようですので、採決いたします。

第48号議案「買受適格証明願について（5条許可競売）」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第49号議案「非農地証明について」を上程いたします。

事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案23ページをご覧ください。第49号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

加 藤 非農地証明とは、植林されている土地や建築物等が設置されている土地で、非農地となってから10年以上が経過し、農地への復元が容易でない土地について、農業委員会が農地ではないことを証明するものです。

今月の申請案件は、地区「引佐」、整理番号16番外2件でございます。

地区「引佐」、整理番号16番の申請地は耕作困難のため、平成16年6月1日に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号17番の申請地は、昭和20年8月頃に農業用倉庫が建築され、宅地利用されているものです。

地区「天竜」、整理番号18番の申請地は耕作困難のため、昭和50年頃に植林されたものです。

つきましては、非農地証明の基準に該当し、非農地証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第 49 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 50 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 25 ページをご覧ください。第 50 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」でございます。担当から説明いたします。

県 今月の案件は、地区「三ヶ日」、整理番号 1 の 1 件でございます。

まずはじめに、生産緑地の制度について説明します。

市街化区域内の農地は、都市の中の貴重な緑のオープンスペースとして、また、災害時の避難場所としての機能が期待されます。そのため、一定規模以上で営農継続が可能な農地については、所有者からの指定の申請を受けて生産緑地地区として指定することで、税制面で優遇されます。浜松市では条例により、一定規模以上の農地面積の下限を 500 ㎡から 300 ㎡に引き下げています。生産緑地の指定を受けると、固定資産税が市街化調整区域内の農地と同様に農地課税となる等優遇されますが、原則 30 年間の営農が義務付けられ、また、農業以外の利用が厳しく制限されます。指定を受けてから 30 年を経過した時、または主たる従事者が死亡、もしくは病気、けが等の故障で農業に従事できなくなった時に、所有者は市長に対してその生産緑地を時価で買い取るよう申し出ることができます。この買取申し出をするためには、所有者がその生産緑地の「主たる農業従事者」であることの証明を農業委員会から受ける必要があるため、今回の申出となりました。

今回の申出者は[]さん本人です。対象農地の現況は畑でみかんが栽培されました。平成 20 年 12 月 25 日に生産緑地地区の指定を受けましたが、土地所有者で主たる農業従事者である[]さんが令和 6 年 6 月 18 日に故障、具体的には農業を継続するのは困難であると医師の診断を受け、耕作管理が困難であることから、買取申し出を行うこととなりました。6 月 24 日にこの証明願が農業委員会に提出されたので浜松市農業委員会生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明事務処理要領に基づき、7 月 4 日に三ヶ日地区の後藤委員と事務局で現地調査を行い、事実の確認を行いました。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第 50 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 51 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。

事務局から、説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案 27 ページをご覧ください。第 51 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

村松 農地の貸借には、市または農業委員会への手続きが必ず必要です。

お手元にお配りしています「令和 7 年 4 月に農地の貸し借り制度が大きく変わります」のチラシのイラストの「令和 7 年 3 月末までの貸借制度」の部分のとおり、貸し借りの方法は、先ほどの第 44 号議案の農地法 3 条許可、本議案の相対利用権設定、農地中間管理事業の 3 つの方法があり、農地を貸借するには、このいずれかの方法の申請が必要となります。本議案の相対利用権設定、農地中間管理事業については、現在、令和 4 年の法改正の過渡期にあり、改正期限の令和 7 年 3 月まで、法改正前の制度と法改正後の制度が混在しています。

それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

法改正前の制度である、令和 6 年度第 4 回浜松市農用地利用集積計画案でございます。公告予定は令和 6 年 7 月 19 日となります。

2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 309 筆、249,653.73 m²の内訳でございます。

今月は、長上地区での 9 筆をはじめとして、計 24 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。

1 ページから 31 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、33 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番から 4 番、5 ページの 2 番から 9 番、11 ページの 40 番から 12 ページの 52 番をご覧ください。[] です。[] さんが [] に設立した会社で、個人の営農地を法人に移転したく、今回の申請に至りました。[] 外 24 筆の畑、計 26,675.11 m²を借り受け、柿とブルーベリーの栽培を予定しております。

次に、5 ページの 1 番をご覧ください。[] です。[] さんが [] に設立した会社で、[] で農業を学び、今回の申請に至りました。[] の畑、495 m²を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、11 ページの 37 番から 39 番をご覧ください。[] さんです。[] で農業を学び、今回の申請に至りました。[] 外 2 筆の畑、計 1,352 m²を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、12 ページの 53 番、54 番をご覧ください。[] さんです。[]

[] で農業を学び、今回の申請にいたしました。[]

[] 外 1 筆の畑、計 1,069 m²を借り受け、多肉植物の栽培を予定しております。

次に、9 ページから 11 ページの 36 番、19 ページから 31 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 119 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

次に 35 ページをご覧ください。法改正後の制度によるものです。

改正された農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律の施行により、農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更については、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定により農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出することとなっています。

今月は農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更が 29 筆ございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

森 島 会長。

議 長 はい、森島委員。

森 島 相対契約がなくなるということです。それをどういう風に地域に徹底していくか、理解してもらうという取り組みをするのかということは、それなりに重要なことではないかと思います。現状での事務局の議論は、どのあたりまでいっているのかご説明をお願いします。

河 村 お手元にカラー刷りの 1 枚の資料がいているかと思います。後ほどお時間をもらって、この内容、広報等についてご説明する時間をいただく予定です。その時にまとめてご説明させていただく形でよろしいでしょうか。

森 島 結構です。

議 長 それではこの後、説明よろしくをお願いします。

その他、何かご意見、ご質問はございませんか。それでは、ご意見等もないようですので、第 51 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、報告事項の第 43 号から第 49 号までを、事務局から報告をお願いします。

齋 藤 議案 29 ページをご覧ください。今月から初めて総会に出席される委員さんもいらっしゃいますので、報告案件の内容について説明させていただきます。

(説明)

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
その他としまして、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

足 立 ・調査員の現地調査について

議 長 それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

縣 ・令和6年度最適化活動の地区ごとの目標設定について

縣 ・弔意の取扱いについて

縣 ・農業委員親睦会開催について

河 村 ・推進委員研修会の開催について

河 村 ・貸借制度について

局 長 ・農業会議情報について

齋 藤 ・令和6年第8回農業委員会総会

日時 令和6年8月16日(金) 午後2時30分から

場所 北行政センター 3階 31・32会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間にわたり、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第7回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後4時32分

以上、議事の正確さを期するため署名する。

令和6年8月16日(金)

会 長 後藤 剛

委 員 青木 俊博

委 員 谷野 哲生